

# 兵庫県公報

令和3年12月24日 金曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 選挙管理委員会告示

○ 令和3年10月31日執行神戸市長選挙の選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決	1
○ 令和3年10月31日執行神戸市長選挙の当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決	2

## 選挙管理委員会告示

### 兵庫県選挙管理委員会告示第135号

令和3年10月31日執行神戸市長選挙の選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決

令和3年10月31日執行の神戸市長選挙の選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。  
令和3年12月24日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

### 裁 決 書

審査申立人  
神戸市兵庫区駅南通5丁目2番11-1407号  
中 川 暢 三

上記審査申立人（以下「申立人」といいます。）が令和3年12月13日付けで提起した同年10月31日執行の神戸市長選挙（以下「本件選挙」といいます。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決します。

### 主 文

本件選挙における選挙の効力に関する審査の申立てを却下します。

### 審査の申立ての趣旨及び理由

#### 1 審査の申立ての経緯

- 申立人は、本件選挙における候補者です。
- 申立人は、本件選挙における選挙の効力に関し、令和3年12月6日付けで神戸市選挙管理委員会（以下「市選管」といいます。）に対し異議を申し出ました。
- 市選管は、同月8日付けで異議の申出を却下する旨の決定（以下「原決定」といいます。）をしました。
- 申立人は、これを不服として、同月13日に当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする裁決を求め、本件審査を申し立てました。

#### 2 審査の申立ての理由

本件選挙における当選人久元喜造（以下「当選人」といいます。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」といいます。）第136条の2、第225条及び第226条に違反する行為があったと考えられるため、法第251条により、当選人の当選は無効です。また、大量の選挙公報の不配布は、選挙の結果に重大な影響を及ぼすため、本件選挙を無効とする裁決を求め、本件審査を申し立てました。

### 裁 決 の 理 由

本件選挙の選挙の効力に関する異議の申出は、法第202条第1項の規定により、本件選挙の日から14日以内に行うことができるとされています。

また、異議の申出期間の計算については、「一般原則に従い、起算日の翌日を初日として計算し、その末日が祝日、日曜日、その他の休日に当たるときは、その翌日をもって満了日とする。」（行政裁昭和3年11月1日判決）とされています。

本件選挙の選挙期日は令和3年10月31日であることから、異議の申出は同年11月15日までに到達する必要がある

ありましたが、申立人が異議の申出を行ったのは、法定の期間経過後の同年12月6日であったため、市選管は、これを不適法なものとして原決定をしました。

このような異議の申出を経た審査の申立ては不適法なものとして却下を免れません。

以上のことから、当委員会は、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決します。

令和3年12月22日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

教示

法第203条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができます。

~~~~~

#### 兵庫県選挙管理委員会告示第136号

令和3年10月31日執行神戸市長選挙の当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決

令和3年10月31日執行の神戸市長選挙の当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和3年12月24日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

#### 裁 決 書

審査申立人  
神戸市兵庫区駅南通5丁目2番11-1407号  
中 川 暢 三

上記審査申立人（以下「申立人」といいます。）が令和3年12月13日付けで提起した同年10月31日執行の神戸市長選挙（以下「本件選挙」といいます。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決します。

#### 主 文

本件選挙における当選の効力に関する審査の申立てを却下します。

#### 審査の申立ての趣旨及び理由

##### 1 審査の申立ての経緯

- (1) 申立人は、本件選挙における候補者です。
- (2) 申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、令和3年12月6日付けで神戸市選挙管理委員会（以下「市選管」といいます。）に対し異議を申し出ました。
- (3) 市選管は、同月8日付けで異議の申出を却下する旨の決定（以下「原決定」といいます。）をしました。
- (4) 申立人は、これを不服として、同月13日に当委員会に対し、原決定を取り消し、当選人久元喜造（以下「当選人」といいます。）の当選を無効とする裁決を求め、本件審査を申し立てました。

##### 2 審査の申立ての理由

本件選挙における当選人は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」といいます。）第136条の2に抵触する行為があったと考えられるため、法第251条の規定により、当選人の当選を無効とする裁決を求め、本件審査を申し立てました。

#### 裁 決 の 理 由

本件選挙の当選の効力に関する異議の申出は、法第206条第1項の規定により、法第101条の3第2項の規定による告示の日から14日以内に行うことができるとされています。

また、異議の申出期間の計算については、「一般原則に従い、起算日の翌日を初日として計算し、その末日が祝日、日曜日、その他の休日に当たるときは、その翌日をもって満了日とする。」（行政裁昭和3年11月1日判決）とされています。

本件選挙において、市選管が法第101条の3第2項の規定による告示をした日は令和3年11月1日であることから、異議の申出は同月15日までに到達する必要がありますでしたが、申立人が異議の申出を行ったのは、法定の期間経過後の同年12月6日であったため、市選管は、これを不適法なものとして原決定をしました。

このような異議の申出を経た審査の申立ては不適法なものとして却下を免れません。

以上のことから、当委員会は、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決します。

令和3年12月22日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

教示

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができます。